

第1編 民事訴訟に関する一般条項

第1章 出廷と訴訟行為

第5条 司法による保護の種類。

- ① 裁判所に対して、特定の給付を命ずる判決、権利および法的地位の存在の確認、法的地位の形成、変更または消滅、強制執行、保全措置の採択および法律で明示的に規定されている他の種類の（法的）保護を、請求できる。
- ② 前項に係わる請求は、管轄ある裁判所および請求される（裁判所の）判断が影響すべき主体に対してなされる。

第1節 （訴訟）当事者となる能力、訴訟能力および当事者適格

第6条 当事者となる能力。

- ① 以下の者は、民事裁判所で当事者となることができる：
 1. 自然人。
 2. 胎児、この者にとって有利なものすべてについて。
 3. 法人。
 4. 一時的に所有者がいない、または、その所有者が処分および管理の権能を剥奪された資産の総体または個別の資産。
 5. 法人格のない組織で、法律が当事者となる能力を認めているもの。
 6. 検察官、法律に従って当事者として介入しなければならない訴訟に関して。
 7. 有害事象の影響を受ける消費者またはユーザーの団、それを構成する個人が特定されているか、または容易に特定できる場合。訴訟提起には、その団が影響を受けた者の過半数で構成されていることが必要である。
 8. 欧州共同体の法制に従って、集団的利益および消費者・ユーザーの広まった利益を守るために（有害行為等の）停止請求権の行使権能を与えられた組織。
- ② 法律に従って管理者または共有者に対応する責任は別として、法人となるための法的要件を満たさずして、特定の目的に供される多数の人的および資産的要素で構成されている組織は、いずれにせよ、被告となることができる。

第7条 出廷と代理。

- ① すべての者は出廷できる。
- ② 親権解放されていない未成年者は、法律で義務付けられている代理、支援または承認を通して出廷しなければならない。自己の法的能力行使のため支援措置を受けている者の場合、これら支援措置の範囲および内容に従う。

- ③ 胎児のためには、生まれた場合に適法に代理する者が出廷する。
- ④ 法人のためには、法人を適法に代表する者が出廷する。
- ⑤ 前条第1項第4号に係わる資産の総体または個別の資産は、法に従ってそれらを管理する者を通して出廷する。
- ⑥ 前条第1項第5号に係わる人格がない組織は、法律が、それぞれの場合に、当該組織の裁判で代理権を付与する者を通して出廷する。
- ⑦ 前条第1項第7号および第2項に係わる人格を持たない組織のためには、事実上または組織の合意に基づいて、第三者に対してその組織の名で行為する者が出廷する。
- ⑧ 破産者の能力の制限およびその（制限の）補充方法は、破産法の規定に従う。

第7条の2 障害者のための調整。

- ① 障害者が参加する訴訟においては、平等な条件の下での参加を保証するために必要な適応および調整が行われる。

上記の適応および調整は、当事者のいずれか、または、検察官の請求および裁判所自体による職権で、通知行為を含む必要なすべての段階と訴訟行為内で行われる。適応は、コミュニケーション、理解力および周囲との対話に係わらせることができる。

- ② 障害者は、実行されるべきいかなる（訴訟）行為に介入し、また、そこで理解される権利を有する。この目的を達成するために：

a) 口頭または書面による障害者とのすべてのコミュニケーションは、読み取りやすいなどの手段を利用して、障害者の個人的な特性とニーズを考慮した方法で、明確、シンプルで分かり易い言語で行われる。必要な場合は、障害者の法的能力行使を支援する者にもコミュニケーションが行われる。

b) 障害者には、自分自身を理解できるようにするために必要な支援が提供される。それは、法的に認められた手話での通訳、および、聴覚障害を持つろう者や盲ろう者の口頭でのコミュニケーションをサポートする手段を含む。

c) 障害者が（訴訟に）介入でき、また、理解され得るように必要な適応・調整タスクを実行する専門職の参加が、ファシリテーター(facilitador)として、許可される。

d) 障害者は、当局および公務員との最初の接触時から自己が選択する者を同伴できる。

第8条 訴訟能力の統合。

- ① 自然人が前条第2項の場合に該当し、出廷するために適法に代理または支援する者がいない場合、裁判所書記官(*Letrado de la Administración de Justicia)は、（書記官）決定(*decreto)を通して、裁判上の弁護人を任命し、その者は、上記の者が指名されるまで、代理および弁護を行う。

(訳者注：Letrado de la Administración de Justicia とは、2015 年以前は裁判所書記官 (Secretario Judicial) と呼ばれていて、同年の司法機関組織法の改正でこの名称に変わったものである。直訳すると司法機関弁護士、または、法律顧問など、となるが、この場合、じっくりしないので従前の裁判所書記官と訳す。)

(訳者注：裁判所書記官の resolución(裁判、判断) には、decreto と diligencia があるが、ここでは、便宜上、前者を (書記官) 決定、後者を (書記官) 命令と訳す。)

② 前項に係わる場合および被告に裁判上の弁護人が指名されるべきその他の場合では、検察官は、その者が任命されるまで、被告人の代理および弁護を行なう。

いずれにせよ、検察官の介入が証されない間、訴訟は中断する。

第 9 条 職権による能力欠如の認定。

当事者となる能力および訴訟能力の欠如を、訴訟のなんどきでも裁判所は職権で認定できる。

第 10 条 適法な訴訟当事者の地位。

法律関係または訴訟物の名義人として出廷し、訴訟行為する者は、適法な当事者と見なす。

法律によって当事者適格が (上記) 名義人以外の者に帰属する場合は除外される。

第 11 条 消費者・ユーザーの権利および利益の擁護についての当事者適格。

① 被害者の個別の当事者適格を害することなく、適法に構成された消費者・ユーザー団体は、訴訟でその構成員および団体の権利および利益、および、消費者・ユーザーの一般的利益を擁護するために当事者適格を有する。

② 有害事象の被害者が、消費者またはユーザーの団である場合で、その構成員が完全に特定されているか、または、容易に特定可能なときは、それら集団的利益の保護を請求する当事者適格は、消費者・ユーザーの団体、これらの者の擁護または保護を目的とする適法に構成された組織、また、影響を受けた者の団自体に対応する。

③ 有害事象の被害者が、不特定または特定が困難な多数の消費者またはユーザーである場合、これらの広まった利益の擁護を訴訟で訴える当事者適格は、本法に従って代理権をもつ消費者・ユーザー団体に排他的に対応する。

④ 第 6 条第 1 項第 8 号に係わる権能が付与された組織は、消費者・ユーザーの集団的利益および広まった利益の擁護のための (*有害事象の) 停止請求権行使の当事者適格である。

裁判官と裁判所は、(第 6 条第 1 項第 8 号に係わる) 権能が付与された組織が当事者となる能力の証拠として当該リストを受け入れる。ただし、団体の目的と影響を受ける利益が請求権行使を正当化するかどうか検討することを害しない。

⑤ 検察官は、消費者・ユーザーの利益の擁護のためあらゆる請求権を行使することに当事者適格である。

第11条の2 取扱いの平等と非差別の権利を擁護するための当事者適格。

① 取扱いの平等と非差別の権利の擁護のため、影響を受ける者たちに加えて、常にそれらの者の承認を得て、取扱いの平等と非差別のための独立庁 (Autoridad Independiente para la Igualdad de Trato y la No Discriminación)、並びに、その組合員または加盟員に関して、政党、労働組合、自営業者の職能団体、消費者・ユーザの組織、また、取扱いの平等と非差別のための法律の規定に従って、人権の擁護・促進を目的とする適法に構成された団体および組織が、当事者適格である。

② 影響を受ける人々が不特定な多数である場合、または、特定が困難な場合、権利または広まった利益を擁護するために訴訟を提起する当事者適格は、取扱いの平等と非差別のための独立庁、政党、労働組合、自営業者の最も代表的な職能団体、国レベルの消費者・ユーザー組織、国レベルまたは差別の状況が発生する領域レベルの組織であって、取扱いの平等と非差別に関する包括法 (Ley Integral para la Igualdad de Trato y la No Discriminación) の規定に従ってその目的に人権の擁護・促進が含まれる組織に対応する。ただし、いずれにしても、特定された被害者の個々の当事者適格は害されない。

第2節 多数当事者

第12条 共同訴訟。

① 行使される訴権が同じ請求権原または原因から生じる場合、複数人が原告または被告として裁判に出廷できる。

② 訴訟目的の理由で、請求される司法保護が共同体であると考えられる複数の主体に対してのみ効力をもつことができる場合、法律で別段の定めがない限り、それらすべての者が共同訴訟人として訴えられなければならない。

第13条 元来の原告または被告でない主体の参加。

① ある訴訟が係属中の際、その訴訟の結果に直接かつ正当な利益を有することが証明される者は、原告または被告として訴訟に受入れられることができる。特に、消費者またはユーザーは、その者たちの利益を守るために適法に認められた組織によって開始された訴訟に参加できる。

② 参加の申立ては訴訟の進行を中断しない。裁判所は、出廷した当事者の意見を聞いて、10日間の通常期限内に決定(*auto)を通して裁定(*resolver)する。

(訳者注：裁判所の resolución(判断、裁判。ここでは裁定と訳した。)には、sentencia(判決)、auto(決定)、providencia(命令)がある。)

③ いったん参加が認められたら、訴訟行為は遡及しないが、参加者は、訴訟当事者と見なされ、機会があると、その共同訴訟人が提起した主張または参加者自身が提起する主張を、その共同訴訟人が他のなんらかの理由で放棄、認諾、取下げまたは離脱するとしても、擁護できる。

また、参加者には、訴訟参加前の訴訟時に対応するというで行っていなかった自己の擁護に必要な主張が許される。いずれにせよ、裁判所書記官は、これらの主

張を5日以内に他の当事者に送付する。

参加者は、自分の利益に有害であると見なす（裁判所の）裁定に対して提起される不服申立てを、たとえ共同訴訟人が裁定に同意するとしても、同様に、利用することができる。

第14条 申立てによる（第三者の）参加(**intervención provocada*)。

① 法律が、原告が第三者を被告としてではなく訴訟に参加するために召喚することを許している場合、法律で明示的な別段の定めがない限り、参加の申立ては訴えで実施されなければならない。裁判所が第三者の訴訟への参加を認めると、この者は、法律が当事者に付与するのと同じ訴訟行為の権能を持つ。

（訳者注：*intervención provocada*とは、法律が、原告に、第三者を被告としてではなく裁判に参加すべく呼び出すことを許す法的場合である。その申立ては訴えでなされる。）

② 法律が、被告が訴訟に参加するように第三者を召喚することを許している場合、次の規則に従ってなされる：

1. 被告は、第三者に訴訟係属を通知するよう裁判所に申立てる。この申立ては、訴えに応答するために認められる期間内に提出されなければならない。
2. 裁判所書記官は、申立てが提出された日から、有効に訴えに答えるため期限の中断を命じ、10日以内に原告の意見を聞くことを取り決める。裁判所は決定を通して妥当なものを裁定する。
3. 被告が訴えに応答するために与えられた期間は、被告の申立てが却下されたことを被告に通知するか、または、（申立てが）認容される場合は、第三者が提出する応答文書を送付することで、また、いずれにしても、第三者に訴えに応答するために与えられた期間が経過するとき、再開される。
4. 第三者が出廷した場合で、被告が、訴訟における被告の地位はその者が引き受けるべきであると考えるときは、第18条の規定に従って手続きされる。
5. 第三者が判決で責任なしとされた場合、第394条の一般基準に従って、参加申立てした者に費用を科すことができる。

第15条 消費者・ユーザーの集団的および集団的権利と広まった利益を保護するための訴訟への参加および広報。

① 消費者およびユーザーの権利・利益を保護するために設立された団体または組織によって、あるいは、被害者の団によって提起された訴訟に、訴訟を引き起こす原因となった製品の消費者またはサービスのユーザーであったことによって被害を受けた者たちが、自己の権利または利益を主張するために、訴訟に召喚される。この召喚は、裁判所書記官が、それらの権利または利益の侵害が明らかになった地域で訴えの受理を放送・放映メディアで広報して、行う。

検察官は、社会的利益が（訴訟当事者となることを）正当化する場合、これら訴訟の当事者となる。これらの訴訟のなんらかを審理する裁判所は、検察官がその出廷の可能性を推し量るために、検察官に開始を通知する。

② 有害事象によって被害を受けた者が特定されるか、または容易に特定できる訴訟の場合、原告は、すべての利害関係者に訴えを提起する意図を事前に通知しておかなければならない。この場合、召喚の後、消費者またはユーザーはいつでも訴訟に参加できるが、時期を逸していない訴訟行為のみ実行することができる。

③ 有害事象が不特定多数または特定が困難な者に危害を加える訴訟の場合、召喚は、2月を超えない期間で、また、裁判所書記官が、事実の状況または複雑さ、および、被害者の特定とその所在確認の難しさを考慮して、それぞれの場合に裁定する期間で、訴訟の進行を中断させる。訴訟は、召喚に応じたすべての消費者の参加によって、消費者またはユーザーの個々の出廷を後で認めることなく、再開される。ただし、これらの者が本法第 221 条および第 519 条の規定に従って自己の権利または利益を主張できることを害しない。

④ 消費者およびユーザーの集団的利益および広まった利益の擁護のための（有害事象）停止訴権行使を通して開始された訴訟は、前の各項の規定から除外される。

第 15 条の 2 競争保護およびデータ保護訴訟への参加。

① 欧州委員会、市場・競争国家委員会 (Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia)、および自治州の管轄機関は、その権限の範囲内で、（訴訟）当事者の地位なくして、自己の発議によりまたは司法機関の要求に応じて、欧州連合機能条約 (Tratado de Funcionamiento de la Unión Europea) の第 101 条および第 102 条、または、2007 年 7 月 3 日法律 15/2007 の競争保護法 (Ley de Defensa de la Competencia) の第 1 条および第 2 条の適用に関する問題について情報提供または書面による意見提出を通して競争保護およびデータ保護の訴訟に参加することができる。対応する裁判所の同意を得て、口頭での意見提出もできる。これらのために、それら（機関）は管轄裁判所に、問題の事案の評価に必要なすべての書類を、それらに送付するよう、または、送付させるよう請求できる。

この情報提供は、2007 年 7 月 3 日法律 15/2007 の競争保護法第 65 条および第 66 条に規定される罰金額の免除または減額が適用される状況の範囲内で取得されたデータまたは文書には及ばない。

② 欧州委員会、市場・競争国家委員会、および自治州の管轄機関は、第 433 条に係わる訴訟行為開催の 10 日前に、または、異議申立てまたは提起された不服申立ての否認の期間内に、前項規定の情報提供または意見提出を行なう。

③ 裁判手続きに関する前各項の規定は、同様に、欧州委員会、スペインデータ保護庁 (Agencia Española de Protección de Datos)、および自治州のデータ保護当局が、その管轄の範囲内で、2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2016/679 (Reglamento (UE) 2016/679 del Parlamento Europeo y del Consejo) の適用に関する問題に影響する訴訟への参加が必要であると判断した場合にも適用される。

第 15 条の 3 取扱いの平等と非差別の権利の擁護のための訴訟への参加と広報。

① 取扱いの平等と非差別のための独立庁、政党、労働組合、自営業者の職能団体、消費者・ユーザーの組織、また、その目的に人権の擁護・促進が含まれる適法に構

成された団体および組織が提起した訴訟において、訴訟を引き起こした差別の状況に苦しんだことによって被害者の地位にある者たちが、自己の権利または個人の利益を主張するために訴訟に召喚される。

② これらの訴訟のなんらかを審理する裁判所は検察官に、自己の機能に従って出廷する可能性を評価するために、その開始を通知する。

第3節 訴訟継承

第16条 死亡による訴訟承継。

① 訴訟の目的が相続で移転するとき、被相続人を承継する者は、当該訴訟において被相続人と同じ地位を引き続き占めることができる。

訴訟当事者の死亡がその者を承継すべき者によって伝えられると、裁判所書記官は訴訟の中断を取り決め、その他の当事者に通知する。死亡と承継名義が認定され、付帯する手続きが完了すると、裁判所書記官は、場合に応じて、死亡した訴訟当事者の名で承継者が出廷したものとする、また、裁判所はその下す判決でこれを考慮する。

② 訴訟当事者の死亡が事案を審理する裁判所に明らかになり、その後5日以内に承継人が出頭しない場合、裁判所書記官は、(書記官)調整命令(*diligencia de ordenación)を通して、その他当事者が、承継人の身元およびその住所または居所(の情報)を提供して、訴訟の存在を、(承継人を)10日以内に出頭するよう召喚して、承継人に通知するよう(裁判所に)請求することを許可する。通知を取り決める裁判所書記官の当該裁定では、承継人が現れる、または、出頭期間が終了するまでの訴訟中断が取り決められる。

(訳者注：diligencia de ordenaciónとは、訴訟進行に法律で定められる方向性を、例えばその手続きを促進するなど、与えることをその目的とする。その権能は裁判所書記官に付与されている。)

③ 死亡した訴訟当事者が被告であり、他の当事者が承継人を知らない場合、あるいは、承継人の所在が分からない場合、または、それらが出頭を望まない場合、裁判所書記官が被告の不出廷を宣言して、訴訟は進行する。

死亡した訴訟当事者が原告であり、前段で述べた最初の2つの状況のいずれかのために承継人が現れない場合、裁判所書記官は、原告が訴訟を取り下げたとみなして、訴訟行為の(終了)ファイル作成を命ずる(書記官)決定を下す。ただし、被告が異議申立てする場合は、第20条第3項の規定が準用される。承継人の不出頭が出廷したくないと言う事由の場合は、原告が訴訟を放棄するものとみなされる。

第17条 訴訟物の移転による承継。

① 訴訟係属中、訴訟目的物が移転されたとき、取得者は、移転を証して、譲渡人が占めていた地位で当事者となることを申立てできる。裁判所書記官は、(書記官)調整命令を下して、訴訟行為の中断を取り決め、相手方に10日の期間を、自己の権利に適切であることを主張するために与える。

相手方がその期間内に異議を申立てない場合、裁判所書記官は、(書記官)決定を

通して、中断を解除し、取得者が訴訟で譲渡者が持っていた地位に就くよう処置する。

② 前項で付与された期間内に、相手方が取得者の訴訟への加入に異議を表明した場合、裁判所は、適切と考えることを、決定を通して、裁定する。

当該相手方が、訴訟物に関して譲渡人に対してのみ主張できる権利または防御手段、あるいは、反訴する権利を有していること、または、反訴が係属中であることを証明する場合、あるいは、当事者の変更が自己の防御を著しく困難にする可能性がある場合、取得者の請求は受け入れられない。

取得者の主張が認められない場合、譲渡人は訴訟を継続し、両者の間に存在する私的な法的関係は保たれる。

③ 破産手続における係争財産・権利の譲渡に起因する訴訟承継は、破産法の規定に従う。これらの場合、相手方は、破産者に対応する権利と抗弁を取得者に対抗できる。

第 18 条 申立てによる参加の場合の承継。

第 14 条第 2 項第 4 号の場合、被告によって提出された申立書（のコピー）は、裁判所書記官によって他の当事者に、それらが自己の権利に適切なものを 5 日の期間で主張できるように、送付され、引き続き、裁判所は、承継の便宜または不便宜の目的で適切なものを、決定を通して、取り決める。

第 4 節 訴訟およびその主張に関する当事者の処分権

第 19 条 訴訟当事者の処分権。和解と中断。

① 訴訟当事者は、訴訟物を処分する権限を与えられており、一般的利益のため、または、第三者の利益のため法律で禁止されている場合および制限が設けられている場合を除き、訴訟を放棄する、取り下げる、認諾する、調停または仲裁へ服する、および、訴訟物について和解することができる。

② 両当事者が裁判上の和解を求め、それらが到達した合意または協定が前項の規定に従っている場合、その合意は、終結が求められている紛争を審理している裁判所によって承認される。

③ 前各項に係わる行為は、その性質に応じて、第一審、控訴審または判決執行中いつでも行うことができる。

④ 同様に、両当事者は、全体のまたは第三者の利益に害を及ぼさず、60 日の中断期間を超えないことを条件として、（書記官）決定を通して、裁判所書記官が取り決める訴訟中断を申立てできる。

第 20 条 放棄と取下げ。

① 原告が、行使された訴権またはその主張の根拠となる権利の放棄を表明するときは、裁判所は、請求棄却判決を下す。但し、放棄が法的に認められない場合を除く。この場合、訴訟の続行を命じる決定が下される。

② 原告は、被告が訴えに応答するため呼び出される前、または、訴訟に召喚される前に、訴訟を一方的に取り下げることができる。また、被告が不出廷の場合は、いつでも一方的に取り下げることができる。

③ 被告が召喚されると、取下げ文書は被告に 10 日の期間で送付される。

被告が撤回に同意した場合、または、前段で示された期間内に異議申立てしなかった場合、裁判所書記官によって訴訟却下を取り決める（書記官）決定が下される、また、原告は同じ目的物で新たな訴訟を提起できる。

被告が取下げに異議申立てした場合、裁判官は適切と判断するものを裁定する。

第 21 条 認諾。

① 被告が原告の全ての請求を認諾すると、裁判所は原告の請求に従って請求認容判決を下す、しかし、認諾が法律を欺いてなされた場合、または、全体の利益の放棄または第三者への損害をもたらす場合、それを拒否する決定が下され、訴訟は進行する。

② 部分的認諾の場合、裁判所は、原告の請求により、当該認諾の対象となった請求を認容する決定を直ちに下すことができる。このためには、当該請求の性質上、認諾されていない残りの問題を事前に判断しないという別個の言渡しが可能であることが必要であり、それ（残りの問題）に関して訴訟は継続する。この決定は、本法第 517 条以下の規定に従って（強制）執行できる。

③ 貸料または未払金の不払い、あるいは、法的または契約上の期間の満了による立退き訴訟について、第 437 条第 3 項規定の和解の効果を伴う示談により認諾が行われた場合、和解を承認する（裁判所の）裁定において、和解で設定された立退き期間が遵守されない場合、この和解は効果を失くし、強制立退きが、それ以上の手続きや立退き命じられた者への通知なしに、（被告の呼出しが後日の場合）呼出しで定められた日時に、または、当該裁定に示された日時に実行されることが宣言される。

第 22 条 訴訟外の満足または（訴訟）目的物の後発的欠損による訴訟の終了。立退き弱体化(*enervación del desahucio)の特殊なケース。

（訳者注：Enervación del desahucio（立退き弱体化）とは被告である賃借人が賃料等不払いによる住居または店舗からの立退きを避ける可能性である。法律が認めるこの権利を利用するためには、借主は適当な金額を裁判所に寄託するか、または、貸主に支払わなければならない。）

① 訴えおよび反訴に後発する状況により、原告および、場合に応じて、反诉被告の請求が、訴訟外で、または、その他の理由により、満たされたため、請求された司法保護を取得する正当な利益がもはや存在しないとき、この状況が明らかになり、かつ、当事者間に合意がある場合、裁判所書記官により訴訟終了が、費用支払を命じることなく、裁定される。

② 当事者のいずれかが、その請求の訴訟外での満足を理由付きで否定して、または、他の論拠をもって、正当な利益の存続を主張した場合、裁判所書記官は、10 日の期限で、両当事者を裁判所への出廷に招集し、（裁判所は）その単一の目的物に

ついて審理する。

出廷が終わると、裁判所は次の10日以内に、訴訟を継続するかどうか、決定を通して、取り決める、また、自己の申立てが却下された者にこれら訴訟行為の費用が科される。

③ 訴訟の継続を命じる決定に対しては、不服申立てはできない。その終了を決める決定に対しては、控訴できる。

④ 賃貸料または賃借人が支払うべき金額の不払いによる建物または土地の立退き訴訟は、第440条第3項で規定される被告が、原告に支払いを行うか、請求で定められた期間内に、訴えで請求された金額および立退きを弱体化する支払いの時点で負っている金額を、裁判所または公証人において、原告の自由処分に付する場合は、裁判所書記官によって下される（書記官）決定によって終了する。原告が先の要件が満たされていないとして（立退き）弱体化に反対する場合、当事者は本法第443条に規定されている審問(*vista)に呼び出され、その後、裁判官は（立退き）訴権が弱体化されたことを言い渡す判決を下す、他の場合は、訴えを認容して、立退きとなる。

前項の規定は、賃借人が事前に立退きを弱体化した場合には、弁済が賃貸人に帰すべき事由でなされなかった場合を除いて、適用されない、また、訴え提起の少なくとも30日前に賃貸人が公証手段で賃借人に支払い請求して、訴え提起時に支払われていない場合も適用されない。

（訳者注：vistaには審理、審問などの意味があるが、ここでは、審問と訳した。）

⑤ 立退き訴権の弱体化を宣言する裁定は、賃貸人の責めに帰すべき原因で賃料と未払い金額が受領されていない場合を除き、訴訟費用の支払いを賃借人に命じる。

第5節 訴訟代理と専門的弁護

第23条 訴訟代理士(procurador)の介入。

① 出廷は、法学士、法学部卒業者または同等の学位者でなければならない訴訟代理士で、訴訟を審理する裁判所でその職を實踐する権限を与えられた者によって行われる。

② 前項の規定にかかわらず、訴訟当事者は（次の場合）自身で出廷することができる：

1. 金額が2,000ユーロを超えないという理由で決定された口頭審理裁判（への出廷）、および、本法の規定に基づく支払命令裁判手続き（注：812条以下）の開始請求の場合。

2. 出廷が債権証書または権利証書の提示に限られている包括審理（への出廷）、または会議(Juntas)へ参集するため。

3. 無償法律扶助に関する裁定の否認に関連する事件で、訴訟前に緊急の措置が申立てられるとき。

③ 適法に認可された訴訟代理士は、（裁判所などの）通知行為を聞く、また、受けるために、および、裁判官、裁判所または裁判所書記官により要請される被代理者の非人的性格の出廷を代理するために出廷するときは、弁護士を必要とせずに、

あらゆる種類の訴訟に出廷することができる。そのような行為を行う場合、なんらかの申立てを行うことはできない。弁護士と訴訟代理士の職を同時に行うことはできない。

④ この法律で定められた条件の下で、訴訟代理士には、通知の訴訟行為の実行、および裁判所を支援する、また、それに協力する業務の実行が対応する。

⑤ 通知行為を実行するためには、（訴訟代理士は）その認証能力を示し、必要な委任状を備える。

本条に含まれる機能の行使において、（訴訟代理士は）司法機関組織法(Ley Orgánica del Poder Judicial)の規定に従う別の訴訟代理士による交代の可能性を損なうことなく、個人的また再委託不可の方式で行為する、また、その行為は、第 452 条および第 453 条規定の手続きに従って裁判所書記官に不服申立てが許される。この不服申立てを裁定する（書記官）決定に対しては、再審理を提起できる。

⑥ 訴訟代理士に帰属する訴訟行為およびその他の機能の遂行のために、訴訟代理士会は必要なサービス部門を組織する。

第 24 条 訴訟代理士の授権。

① 当事者が訴訟代理士に代理権を付与する委任状は、公証人によって認証されるか、いかなる司法事務局(*Oficina judicial)の裁判所書記官の前に直接出頭することによって、または、対応する司法（電子）本所(*sede judicial)に電子的に出頭することによって、書面で(apud acta)授与されなければならない。

（訳者注：Oficina judicial とは、司法の近代化・効率化を図るために 2010 年頃に導入された組織であり、裁判官・裁判所の裁判活動をサポート・支援する組織である。一人制裁判所が集まっている建物などに設置され、Letrado de la Administración de Justicia（裁判所書記官）が取り仕切っている。ここでは司法事務局と訳した。一人制裁判所は、原則第一審裁判所で、裁判官 1 名、裁判所書記官 1 名および 7, 8 名の職員で構成される。）

（訳者注：Sede Judicial Electrónica とは市民および司法関連専門職が電気通信ネットワークを通してアクセスできる電子的アドレスで、その所有名義、運営および管理は管轄のある（各自治州の）司法機関に属する）

② コンピュータ化またはデジタル化された代理権の公証委任状の電子コピーは、訴訟代理士が提出する最初の文書に添付される。

③ （当事者の）人的または電子的出頭による書面での委任授与は、（裁判）開始文書の提出と同時に、または、場合に応じて、最初の（訴訟）行為の前に行われなければならない、訴訟代理士が当該授与に立ち会う必要はない。この授権は、司法事務局の apud acta 授権行為の電子文書でのその登録の証明によって同様に認定され得る。

第 25 条 包括代理権と特別代理権。

① 訴訟の包括代理権は、訴訟代理士に、通常、それら（訴訟）の手続きに含まれるすべての訴訟行為をその委任者の名で有効に実行する権限を与える。

ただし、委任者は、包括代理権から、法律が特別な代理権を要求しない事項および訴訟行為を除外することができる。除外は、明示的かつ明確に記載されなければならない。

② 次のものは特別な代理権が必要である：

1. 放棄、和解、取下げ、認諾、仲裁へ委ねること、および、訴訟外の満足または（訴訟）目的物の後発的欠落による訴訟の却下につながる可能性のある意思表示。
2. 前項の規定に従って、委任者が一般代理権から除外した権限の行使。
3. 法律がそのように要求するその他すべての場合。

③ 法律に従って訴訟当事者が自ら行わなければならない行為は、訴訟代理士を通して行うことができない。

第 26 条 代理の受諾。訴訟代理士の義務。

① 代理の受諾は、訴訟代理士がそれを使用するという事実により推定される。

② 代理が受諾されると、訴訟代理士は次の義務を負う：

1. 第 30 条に示される原因のいずれかによってその代理を辞さない限り、事案を遂行すること。訴訟行為の瑕疵の修正のため、また、訴訟の促進および円滑な実行に必要なとなる全ての訴訟行為の実現のため、裁判所と協力する義務は訴訟代理士に対応する。

2. 依頼人により、または、代理権が拡張されて訴訟代理士により選任された弁護士に、訴訟代理士に送付される、または、（訴訟代理士が）依頼人の利益の擁護につながるあらゆることをして取得できるすべての書類、先例または指示を、法律が委任者に科す責任の下で、送ること。

（委任者の）指示を持っていないか、委任者から送られた指示が不十分な場合、訴訟代理士は事案の性質または特徴が要求することを行う。

3. 自己に通知されるすべての（裁判所の）裁定のコピーおよび裁判所または相手方の訴訟代理士から送られる文書・書類のコピーを弁護士に渡して、委任者と弁護士が、自己に委ねた事案の経過を常に把握できるようにする。

4. 第 276 条に定める方式で、委任者および弁護士の書面を残りの当事者の訴訟代理士に送ること。

5. 事案の訴訟指揮を停止した弁護士から当該事案に関する文書、書類その他の記録のコピーを、当該事案を継続する弁護士又は委任者に引き渡すために、回収すること。

6. 自己に委ねられたなんらかの行為の遂行が不可能なことを直ちに裁判所に伝えること。

7. その審級で発生した全費用を、弁護士の報酬および鑑定人に対応する報酬、裁判権行使の料金、および、不服申立て提出に必要な寄託を除いて、支払うこと。但し、委任者がその支払に必要な資金を提供していた場合を除く。

8. 司法当局との連絡行為およびその他の協力行為を、委任者が要求する場合、または、委任者の利益に訴訟手続きの過程で裁判所書記官が訴訟法の規定に従ってそ

のように取り決める場合、遂行すること。

9. 訴訟行為の有効期間中に、職務を實踐する裁判所、通知送達室や共通サービス室(sala de servicios comunes)に出向くこと。

第 27 条 代理についての補充法。

委任者と訴訟代理士との関係について明確な規定がない場合、準拠できる民事法で規定される委任契約の規範に従う。

第 28 条 訴訟代理士の受動的代理。

① 代理が有効である間、訴訟代理士は、事案の進行中および判決が執行されるまで、自己の側に係る判決の通知を含んで、あらゆる種類の召喚、出頭命令、請求および通知を聴き、(その書類に)署名する。これらの行為は、委任者がそれらに直接介入した場合と同じ効力を有する。ただし、(訴訟代理士が)自身を委任者とみなすよう要求することは合法ではない。

② また、訴訟代理士は、通知および期限または期日のために、相手方の訴訟代理士が第 276 条に定められた方法で彼に引き渡す文書および書面の写しを受け取る。

③ 民事裁判所の本所であるすべての裁判所(共同)ビル(*edificio judicial)には、訴訟代理士会が運営する通知受領サービス係りが配置されている。相手方に送るために訴訟代理士により送付される通知並びに文書および書面の写しの当該サービス係りによる受領は、完全な(送付)効力を有する。引き渡されるコピーの数と引き渡し相手である訴訟代理士の名が、受領証明用のコピーに表示される。

(訳者注: edificio judicial には、都市部では複数の(第一審)一人制裁判所、場合によって県控訴院および司法事務局が配置されている)

④ 法律が訴訟当事者本人に直接行うよう規定する通知、召喚、呼出しおよび請求は、前各項の規定から除外される。

第 29 条 資金の提供。

① 委任者は、委任契約に適用される民事法の規定に従って、訴訟代理士に資金を提供する義務を負う。

② 訴訟が開始した後で、委任者が訴訟代理士に訴訟継続するために必要な資金を与えない場合、後者はそれをなすよう前者に督促するよう(裁判所に)請求できる。この請求は、事案を審理している裁判所に申立てられる。当該請求が申立てられると、裁判所書記官は 10 日の間に委任者に通知する、また、裁判所書記官は、場合に応じて、強制執行の警告の下で、必要と推定する金額および引き渡すべき期限を設定し、(書記官)決定を通して、妥当なものを裁定する。

第 30 条 訴訟代理士の職務停止。

① 次の場合、訴訟代理士はその代理を停止する:

1. 代理の明示的または黙示的撤回による、(訴訟)記録に証されるとすぐに。代理は、その事案に出廷した別の訴訟代理士のその後の任命によって暗黙のうちに撤回されたとみなされる。

後者の場合、裁判に出廷して訴訟行為をしていた訴訟代理士が、交代しようとする(他の)訴訟代理士に起因する代理権の有効な存在または有効性について疑問を呈した場合、それぞれの代理権の付与者と見られる者の意見を聞いた後、問題は(書記官)決定によって裁定される。

2. 自発的に辞職する、廃業する、または、業務停止の制裁を受けることにより。最初の2個のケースでは、訴訟代理士は、事前に公証方法で、その事実を委任者および裁判所に知らせる義務を負う。業務停止の場合、対応する訴訟代理士会が裁判所に通知する。

辞任または廃業が(訴訟)記録に証明されておらず、辞任または廃業したと自分で考えている限りでは、訴訟代理士は、その委任者の代理を放棄することはできず、その任期内に別の訴訟代理士を委任者が10日の期限で選任するまで代理人を続けなければならない。

新しい訴訟代理士が任命されずにこの期限が経過すると、裁判所書記官は、当該訴訟代理士は有していた代理から最終的に離れたと裁定する。

3. 委任者または訴訟代理士の死亡により。

委任者死亡の場合では、訴訟代理士はその事実を裁判所に、死亡をしかるべく証して、知らせる義務を負う。訴訟代理士が死亡者の相続人または承継者からの新しい代理権を提示しない場合は、第16条に従う。

訴訟代理士が死亡した場合、裁判所書記官は委任者に、10日の期限内に新しい訴訟代理士を指名するために、その死亡の通知を行う。

4. 委任者が提起した請求または異議申立てから委任者が離れることにより。また、いずれにしても、代理権が付与された事案が終了したか、または、行為が実行されたことで。

② 法人の法定代理人、一団の財産または個別財産の管理人、あるいは、法律に従って人格のない組織を代表して法廷で行動する者によって代理権が付与された場合、上記の法人、一団の財産または個別財産、または、人格のない組織の代表者または管理人の変更は、訴訟代理士の代理権を消滅させたり、新たな代理人を生じさせたりしない。

第31条 弁護士への介入。

① 訴訟当事者は、事案を審理する裁判所でその職を實踐する権能を与えられた弁護士により指導される。弁護士の署名がない申立書は提出できない。

② 以下の場合のみは除かれる:

1. 金額が2,000ユーロを超えないという理由で決定される口頭審理裁判、および、本法の規定に従った支払命令手続きの開始請求。

2. 出廷する、裁判前に緊急措置を要求する、あるいは、審問または訴訟行為の緊急中断を請求することを目的とする文書。(中断)請求されている審問または訴訟

行為の中断が、特に弁護士に関係する原因に基づいている場合、可能な限り、その弁護士もその文書に署名しなければならない。

第 32 条 弁護士および訴訟代理士の強制的でない介入。

① 弁護士および訴訟代理士の介入が強制ではないとき、原告が自身で出廷して弁護士によって援護されるか、訴訟代理士によって代理されるか、または、同時に両方の専門職によって支援されることを意図している場合、原告は、これを訴えに記載する。

② 訴えの通知を受けた後、被告が弁護士および訴訟代理士を利用する場合は、次の 3 日以内に裁判所に通知し、場合に応じて、無償法律扶助を受ける権利の承認を申立てできる。後者の場合、裁判所は、当該権利が承認または拒否されるまで、あるいは、弁護士および訴訟代理士が暫定的に指名されるまで、訴訟の中断を命じることができる。

③ 原告が弁護士または訴訟代理士の支援を受けていない場合、本条第 1 項に係わる専門職の支援を受けて訴訟に臨む権限は、被告にも対応する。被告は、訴えの通知から 3 日以内に裁判所にその決定を通知し、そのような状況を原告に知らせる。そして、原告も弁護士および訴訟代理士の利用を希望する場合、原告は、通知を受け取ってから 3 日以内に裁判所にそのことを通知する、また、(原告が) 無償法律扶助を受ける権利の承認を申立てた場合、前項に規定される期間で中断が取り決められる。

④ 一方当事者の弁護士・訴訟代理士を利用する意思を相手方に通知する通知書において、無償法律扶助法(Ley de Asistencia Jurídica Gratuita)第 6 条第 3 項に基づき、両当事者に対応する(無償法律扶助の)権利について、両当事者が対応する申立てができるように、相手方に通知する。

⑤ 弁護士および訴訟代理士の介入が強制的でない場合、当該専門職を利用した当事者の訴訟費用の負担を(相手側に)命じる判決から、それら専門職によって生じた手数料および報酬が控除される。ただし、裁判所が、訴訟費用負担を命じる判決を受けた者の行為の無謀さを、また、代理・支援を受けた当事者の住所が訴訟が手続きされた場所以外の場所にあることを認定する場合を除く。いずれにせよ、裁判所が(自身で)実行できた単なる随意的性質の訴訟行為の結果で訴訟代理士により発生した手数料も控除される。

第 33 条 訴訟代理士および弁護士の選任。

① 無償法律扶助法に規定されている職権での選任の場合とは別に、訴訟で当事者を代理および援護する訴訟代理士と弁護士のサービスを契約することは、その当事者に対応する。

② しかしながら、無償法律扶助を受ける権利を持たない訴訟当事者は、それらの介入が必須であるとき、または、そうではない場合で、相手方当事者が裁判所に、弁護士により援護され、また、訴訟代理士によって代理されて訴訟行為すると通知するときは、弁護士、訴訟代理士または両方の専門職を選任するよう(裁判所に)請求できる。

被告が請求する場合、召喚状または呼出し状を受け取ってから3日以内に（請求）しなければならない。

これらの請求は、請求者が選任される専門職の報酬と手数料を支払う義務を負うことを条件に、当該支援を受ける権利を証明する必要なくして、無償法律扶助法の規定に従って提起され、決定される。

③ 第250条第1項第1号に係わる者の訴訟において、当事者の1人が無償法律扶助の権利の承認を請求した場合、裁判所は、この請求の通知を受けるとすぐ、事前に選任がなされていなかった場合、弁護士および訴訟代理士の暫定的選任を当該専門職会に請求する理由付き裁定を下す。ただし、無償法律扶助を受ける権利がその後否定される場合に、申立人が対応する報酬をその後償還することを害しない。

かかる裁定は、弁護士会および訴訟代理士会に可能な限り迅速な手段で通知され、その後、無償法律扶助法の規定に従って請求が処理される。

④ 前項に係わる訴訟において、被告は、訴えの通知後3日以内に、無償法律扶助を受ける権利の承認を請求するか、職権による弁護士および訴訟代理士の選任を請求しなければならない。請求が後で行われた場合、専門職会による弁護士および訴訟代理士の選任の欠如は、1996年1月10日法律1/1996の無償法律扶助法第16条第2段に含まれている場合を除き、訴訟開催を中断しない。

第34条 訴訟代理士の計算。

① 訴訟代理士が、滞納委任者に事案に関して自身で補充した手数料および費用について委任者が負う金額を請求しなければならない場合、訴訟代理士は、委任者所在地の裁判所書記官に、詳細かつ疎明された計算書を、その計算から生じる、また自身が請求する金額は正当で支払われていないと表明して、提出できる。訴訟代理士と同じ権利を、（訴訟代理士が）残すこの性質を持つ債権に関して、その相続人は有する。（この場合）弁護士の介入も訴訟代理士の介入も必須ではない。

② 計算書が提出されて裁判所書記官が受理すると、書記官は委任者に10日の期限内で当該金額を支払うか、または、計算が不当として拒否するか、もし、支払わない、または、異議申立てしない場合は、強制執行すると警告して、要請する。

当該期間内に委任者が異議を申立てた場合、3日以内に裁判所書記官は、訴訟代理士が異議申立てできるようにそのことを通知する。続いて、裁判所書記官は、計算書と訴訟行為、および、持ち寄られた書類を調べ、訴訟代理士に支払われるべき金額を決めて、その通知から5日以内に支払いが行われなかった場合、強制執行すると警告して、（書記官）決定を10日以内に下す。

前段に係わる決定は不服申立ての対象とはならない、しかし、後発の通常裁判で下される判決を部分的にも予断しない。

③ 委任者が所定の期間内に異議申立てを行わなかった場合は、計算の金額について強制執行される。

第35条 弁護士報酬。

① 弁護士は、それらが援護する当事者に対して、事案で発生した報酬の支払いを、

詳細な請求書を提出し、これらの報酬が正当であり、支払われていないことを正式に表明して、請求できる。弁護士と同じ権利を、（弁護士が）残すこの性質を持つ債権に関して、その相続人は有する。（この場合）弁護士または訴訟代理士の介入は必須ではない。

② この請求が提出されと、裁判所書記官は債務者に10日の期限内で当該金額を支払うか、または、計算が不当として拒否するか、もし支払わない、または、異議申立てしない場合は、強制執行すると警告して、要請する。

上記の期間内に報酬が、不適切であるとして、否認された場合、前条第2項第2段および第3段の規定に従う。

報酬が過度であるとして否認された場合、裁判所書記官は、3日以内に、弁護士が異議申立てできるようにそのことを通知する。請求される報酬減額が受け入れられなかった場合、裁判所書記官は、否認者が文書で了承した事前見積りの存在を、弁護士が証明する場合を除いて、第241条以降の規定に従ってそれを調整して、正当な金額を裁定する（書記官）決定を、その（決定の）通知から5日以内に支払いが行われなかった場合、強制執行すると警告して、下す。

前段に係わる決定は不服申立ての対象とはならない、しかし、後発の通常裁判で下される判決を部分的にも予断しない。

③ 報酬の債務者が定められた期間内に異議申立てしない場合は、請求書の金額について強制執行がなされる。